

(趣旨)
 第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 本市は、在宅の障害児（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に対し、その障害の程度に応じて発達を支援することにより、在宅の障害児の福祉の増進を図るため、佐倉市さくらんぼ園（以下「さくらんぼ園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第三条 さくらんぼ園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐倉市さくらんぼ園	佐倉市大篠塚一、五八七番地

(利用定員)

第四条 さくらんぼ園の一日の利用定員（さくらんぼ園において同時に児童デイサービス（法第五条第七項に規定するものをいう。以下同じ。）の提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。）は、四十人とする。

(業務)

第五条 さくらんぼ園の業務は、次のとおりとする。

- 一 利用者の障害の程度に応じた、児童デイサービスの実施に関すること。
- 二 その他利用者の福祉の増進に関すること。

(指定管理者による管理)

第六条 市長は、さくらんぼ園の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にさくらんぼ園の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行つ業務)

第七条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 さくらんぼ園の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 二 第五条各号に掲げる業務の実施に関すること。

(趣旨)
 第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 本市は、在宅の障害児（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に対し、その障害の程度に応じて発達を支援することにより、在宅の障害児の福祉の増進を図るため、佐倉市さくらんぼ園（以下「さくらんぼ園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第三条 さくらんぼ園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐倉市さくらんぼ園	佐倉市大篠塚一、五八七番地

(利用定員)

第四条 さくらんぼ園の一日の利用定員（さくらんぼ園において同時に児童デイサービス（法第五条第七項に規定するものをいう。以下同じ。）の提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。）は、四十人とする。ただし、市長が特に認められた場合は、この限りでない。

(業務)

第五条 さくらんぼ園の業務は、次のとおりとする。

- 一 利用者の障害の程度に応じた、児童デイサービスの実施に関すること。
- 二 その他利用者の福祉の増進に関すること。

三 その他市長が必要と認める業務

(開所時間)

第八条 さくらんぼ園の開所時間は、午前八時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を変更することができる。

(休所日)

第九条 さくらんぼ園の休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

一 日曜日

二 土曜日

三 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

四 一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が別に定める範囲内において土曜日に開所することができる。この場合における前条の規定の適用については、同条中「午後五時」とあるのは、「午後二時」とする。

(利用者)

第十条 さくらんぼ園を利用できる者は、法第十九条第一項の規定による市町村の介護給付費を支給する旨の決定を受けた障害児とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第十一条 さくらんぼ園を利用しようとする障害児の保護者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 第十条に規定する利用者の要件を満たさなくなったとき。

二 その他さくらんぼ園の管理上支障があると認められるとき。

(利用者の負担)

第十三条 利用者は、児童デイサービスを受けたときは、法第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を負担するものとする。

(損害賠償の義務)

第十四条 故意又は過失によりさくらんぼ園の施設又は附属設備その他器具等を

(利用者)

第六条 さくらんぼ園を利用できる者は、法第十九条第一項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けた障害児とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第七条 さくらんぼ園を利用しようとする障害児の保護者は、市長の許可を受けなければならない。

(利用者の負担)

第八条 利用者は、児童デイサービスを受けたときは、法第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を負担するものとする。

(損害賠償の義務)

第九条 故意又は過失によりさくらんぼ園の施設又は附属設備その他器具等を

を滅失し、又は破損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、さくらんぼ園の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

滅失し、又は破損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、さくらんぼ園の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。